

○安芸高田市立小学校統合準備委員会設置及び運営要綱

(平成24年2月10日教育委員会告示第3号)

改正 平成26年2月1日教育委員会告示第2号

資料6

(目的)

第1条 安芸高田市立小学校の統合を円滑に推進するため、安芸高田市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見交換及び検討を行う。

(1) 校名、校章、校歌、校旗等に関すること。

(2) 学校施設の整備等に関すること。

(3) 通学体制に関すること。

(4) 教育活動に関すること。

(5) 統合の記念行事等に関すること。

(6) 学校史編纂に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、安芸高田市立小学校の統合の推進に向けて必要な事項

2 準備委員会は、協議の結果を安芸高田市立小学校規模適正化推進本部に報告しなければならない。

(組織)

第3条 準備委員会は、統合後の小学校区ごとに、16人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が任命する。

(1) 小学校区内の地域振興会の代表

(2) 小学校のPTA保護者会の代表

(3) 小学校区内の保育所及び幼稚園の保護者会の代表

(4) 小学校の校長及び当該小学校を卒業した生徒の通う中学校の校長

(委員の任期)

第4条 準備委員会の委員の任期は、3年とする。

2 準備委員会の委員が転出、転居等で欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は準備委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

4 第3条第2項第4号に規定する委員は、準備委員会の委員長又は副委員長には選任されないものとする。

(会議)

第6条 準備委員会は、委員長が召集する。ただし、市長が必要があると認めるときは、準備委員会の召集を委員長に要請することができる。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 準備委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことはできない。

4 準備委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

# 安芸高田市立小学校統合準備委員会設置及び運営要綱

## (専門部会の設置)

第7条 準備委員会に、効率的な会議運営を図るため、別表に掲げる専門部会を置き、同表に定める事項について調査及び研究を行い、その経過及び結果を準備委員会へ報告するものとする。

2 各専門部会は定数を16人以内とし、準備委員会の委員及び次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 小学校に在職する者
- (2) 小学校のPTA会員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 専門部会に部会長及び副部会長を置くものとし、当該専門部会に属する委員の互選により選出する。

4 専門部会員は、市長が任命する。

5 専門部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (専門部会の会議)

第8条 専門部会の会議の運営は、準備委員会の会議の例による。

## (関係者の出席)

第9条 委員長は、準備委員会の際必要に応じて関係者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第10条 準備委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

## (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則(平成26年2月1日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

## 別表(第7条関係)

専門部会	所掌事項
総務部会	1 保護者、地域説明会に関する事。 2 校名、校歌、校旗、校章等に関する事。 3 閉校式、開校式等に関する事。 4 通学に関する事。 5 施設整備、備品等に関する事。 6 学童保育対策に関する事。 7 閉校となる学校の跡地利用に関する事。 8 その他必要な事項
教育振興部会	1 学校教育目標、校訓に関する事。 2 学校経営方針に関する事。 3 教育課程編成に関する事。 4 児童交流に関する事。

安芸高田市立小学校統合準備委員会設置及び運営要綱

	5	その他必要な事項
学校史編纂部会	1	学校史の編纂に関すること。

## 安芸高田市立小学校統合準備委員会の運営について

安芸高田市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）の運営に関する事項のうち、「安芸高田市立小学校統合準備委員会設置及び運営要綱」に定めのない事項については、次のとおり取り扱うこととします。

### 1. 準備委員会の傍聴について

準備委員会の傍聴に関する事項を、別添「安芸高田市立統合準備委員会の傍聴に関する取扱い基準」のとおり定めます。

### 2. 準備委員会の会議録等の公表について

準備委員会の会議録は、氏名を表示せず、内容は議事要旨とします。議事要旨は資料とともにホームページ等で公表します。

### 3. 施行期日

この取扱いは、平成 26 年 5 月 26 日から施行します。

## 安芸高田市立小学校統合準備委員会の傍聴に関する取扱い基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、安芸高田市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続き)

第2条 準備委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

### (傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、準備委員会の開始時刻の15分前から開始時刻まで行う。

### (傍聴人の定員)

第4条 委員長は、準備委員会の開催場所の規模等により準備委員会を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する員数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 準備委員会の進行の妨げになるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

### (写真・ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真・ビデオ等の撮影、録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得たときはこの限りでない。

### (係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

### (違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

### (補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、準備委員会の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、委員長が定める。

### 附 則

この基準は、平成26年5月26日から施行する。



# 安芸高田市立小学校規模適正化推進本部設置要綱

## ○安芸高田市立小学校規模適正化推進本部設置要綱

(平成23年5月1日教育委員会告示第14号)

### (目的及び設置)

第1条 平成22年度に定めた学校規模適正化推進計画を地域の実情により確実に推進し、平成28年4月1日には学校規模適正化推進計画による統合小学校を開校するため、安芸高田市立小学校規模適正化推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

2 安芸高田市立小学校の学校規模適正化推進計画の具体化に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、別表1に定める職にある者をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 推進本部において必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (実施部会)

第7条 第2条の所掌事務に関して実施をするため、推進本部へ小学校規模適正化実施部会(以下「実施部会」という。)を置く。

2 実施部会は副本部長及び本部員で構成し、実施部会に作業部会を設置する。

3 実施部会長は教育長をもって充て、副部会長は副市長をもって充てる。

4 実施部会長は、実施部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 副部会長は、実施部会長を補佐し、実施部会長に事故あるとき又は実施部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 作業部会の部員は本部長が指名する。

### (実施部会の所掌事務)

第8条 実施部会は、次の事項を所掌する。

(1) 学校規模適正化推進計画の説明会などに関すること。

(2) 校名、校歌、校旗、校章などに関すること。

(3) 児童の通学に関すること。

(4) 学校施設や備品の整備などに関すること。

(5) 跡地利用及び転用に関すること。

(6) 学校教育課程など教育振興に関すること。

(7) 学校史の編纂に関すること。

### (庶務)

第9条 推進本部の庶務は、安芸高田市教育委員会事務局教育総務課において処理

# 安芸高田市立小学校規模適正化推進本部設置要綱

する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

職 名	備 考
市長	本部長
副市長	副本部長
教育長	副本部長
総務部長	本部員
企画振興部長	本部員
福祉保健部長	本部員
教育次長	本部員

# 安芸高田市学校規模適正化委員会設置及び運営要綱

## ○安芸高田市学校規模適正化委員会設置及び運営要綱

(平成21年4月28日教育委員会告示第14号)

(目的)

第1条 この要綱は、安芸高田市学校規模適正化委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、学校規模適正化について必要な事項を安芸高田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提言する。

- (1) 安芸高田市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方
- (2) 前号に掲げる適正化のための具体的な方策
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 保護者代表
- (2) 学校関係者
- (3) 地域代表
- (4) 学識経験等を有する者
- (5) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は委員長が指名した者をもってあて、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は公開とする。ただし、委員の申し出があれば、会議に諮り公開しないことができる。

5 会議の会議録は、委員会の承認を得て公開するものとする。

(部会)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

2 部会の構成員及び部会長は、委員会委員の中から、その都度、委員長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(会議結果の報告)

第8条 委員長は、会議の結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、安芸高田市教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)



安芸高田市学校規模適正化委員会設置及び運営要綱

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	氏名	備考
保護者代表 (第1号委員)		吉田地域小学校保護者会推薦
		八千代地域小学校保護者会推薦
		美土里地域小学校保護者会推薦
		高宮地域小学校保護者会推薦
		甲田地域小学校保護者会推薦
		向原地域小学校保護者会推薦
		吉田地域中学校保護者会推薦
		八千代地域中学校保護者会推薦
		美土里地域中学校保護者会推薦
		高宮地域中学校保護者会推薦
		甲田地域中学校保護者会推薦
	向原地域中学校保護者会推薦	
学校関係者 (第2号委員)		小学校校長会推薦
		中学校校長会推薦
地域代表 (第3号委員)		吉田地域振興会推薦
		八千代地域振興会推薦
		美土里地域振興会推薦
		高宮地域振興会推薦
		甲田地域振興会推薦
	向原地域振興会推薦	
学識経験者 (第4号委員)		大学推薦(大学教授等)
その他 (第5号委員)		教育長が必要と認める者
		教育長が必要と認める者
		教育長が必要と認める者
		教育長が必要と認める者